

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成29年7月18日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成29年7月18日(火) 午前9時58分～午前11時53分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 服 部 孝 規
副 部 会 長 岡 本 公 秀
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 新 秀 隆
会 長 中 村 嘉 孝
副 会 長 森 美 和 子
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事 務 局 長 草 川 博 昭 議 事 調 査 室 長 渡 邊 靖 文
水 越 い づ み 高 野 利 人
- 6 案 件
1. 第47回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2017への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(2) 長期欠席者への対応について
(3) 新たな項目の必要性について検討
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時58分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第48回議会改革推進会議「検討部会」を開会します。

まず47回検討部会の確認事項について、事務局お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） おはようございます。

それでは、お手元の事項書をごらんください。

第47回検討部会の確認事項についてということで、まず1つ目に機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、従前から、まず議長任期についてご議論をいただいております。各党派さんから意見を持ち寄っていただきまして、検討部会の中では2年という形で確認をいただきましたので、これにつきましては、この後、代表者会議が開催される機会を捉えまして、そちらの意見を聞くこととするということで確認していただいております。

続いて、2番目でございます。

長期欠席者への対応についてということで、これも従前から議論をしていただいてきておる課題でございますが、これにつきましては、鳥羽市、桑名市、多治見市、尾鷲市、西脇市と、この5市を比較検討いたしまして、亀山市についてはどういう形にしていこうということをご議論していただいております。これにつきましては、趣旨から始まりまして、議員報酬の減額という途中のところまで前回ご議論をいただいておりますので、この後、引き続き後半の部分のご議論をいただきたいと思っております。

それと3番、新たな項目の必要性について検討ということで、これにつきましては前回、都市マスタープランを例に出しまして、議決事件に各種計画の中から追加していくものがないかどうかということをご検討していくということでお決めいただきまして、前回、私のほう、新たにカルテを起こしてというような形でお話をさせていただきましたんですけれども、検討課題27番ということで新たな項目の必要性についてということで、その事項が当てはまるカルテがございましたので、こちらをもとに今後検討を進めていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それでは、2つ目の議会改革白書2017への掲載内容の確認について。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元にお配りさせていただきました検討部会資料1をごらんください。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項ということで、こちらにつきましては、議会改革推進会議、5月19日開催でございますけれども、そちらにおきまして、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱、亀山市参考人招致の手続に関する申し合わせ、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する申し合わせを整備し、6月定例会から請願者の趣旨説明制度の運用を開始することとしたということでございます。

下には、その制度の概要ということで、1、2、3、4ですね、4項目概要をピックアップさせていただきます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それでは、議題に入りたいと思います。

まず1つ目が、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、まずじゃあ事務局のほうから説明をお願いします。

高野さん。

○議会議務局員（高野利人君） それでは、まずお手元の資料2. 検討課題カルテの45をごらんください。

これにつきましては、先ほども確認していただきましたように、検討部会では議長任期について2年とすることで意見をまとめていただいております。それについて、今後開催される代表者会議のほうで意見を聞くこととするということでございます。そして、議長任期は2年ということで確認をいただきましたけれども、それとあわせて委員会の任期についても議論を今後していくということで確認いただいておりますので、続いて資料2の1、A3横のペーパーをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、類似都市の委員会数、あるいはその委員会の構成、任期、その辺がどうなっておるかということで、全国でございますけれども、定数18の市議会の委員会構成及び任期を調査させていただきました。それにつけ加えて、議長任期も調査をさせていただいております。

まず見ていただきたいんですけれども、オレンジっぽい色で着色させていただいた部分が、委員会数が3の市議会でございます。そして、黄色で着色させていただきましたのが、委員会数が2の市議会でございます。全部で105市ございましたけれども、3委員会は83市、2委員会が22市でございます。その中で委員会数3のほうでございますけれども、新潟県胎内市のみ複数所属を可としておりまして、3委員会で委員会の構成人数としては9人・9人・9人という形になってございます。

それと、委員の任期でございますが、委員の任期につきましては、4年が5市、2年が79市、1年が21市という形で、圧倒的に2年が多くなっているという状況でございます。

それと議長任期につきましては、4年、あるいは2年、あるいは1年という形で、これについても数としては2年が一番多くなっております。それと、こちらに1年から2年という形で書かせてもらってある市につきましては、特に申し合わせとか慣例とかいうことはなくて、その中でここ最近ずっと1年とか2年とか、それぐらいで交代はしていったらという回答をいただいた市については1から2年という表記をさせていただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

18人の定数の全国の状況を見て改めて驚きましたけれども、1つは委員会数については定数18であっても3が圧倒的に多いということ、それから議長にしても、それから委員会にしても任期2年が圧倒的に多いということというのがわかったということ。

それから、複数所属については、委員会を3の中で複数所属にしているのは1つあるという、非常に例外的な状況かなというふうに思います。大体そんなことぐらいかなと思います、概要は。意見がありましたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 質問というか確認なんですけど、委員会構成人数を見ると、ほとんどのところが18人、定数いっぱいで行われるということは、多分、議長・副議長もこの委員会に所属されているのかなあというふうに考えるんですが、その場合、議長が自分の所属している委員会以外の委員会にも参加しているのかなあということで。前回、議長任期の話をしていたときに、議長の職務がちょっと負荷が多いという話をしていましたので、委員会に所属もした上で他の委員会の傍聴も出やなあかんのか、それとも所属したらその委員会だけなんかないかという点も気になったところなんですけどね。

○部会長（服部孝規君） 高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） そこまでは調査をしておりますので把握してはおりませんが、確かにこの委員会条例上、議長もほとんどの市が、1市、2市を除いて委員会に所属するような形になっております。ただ、そのほかの委員会に出ているかどうかというところまでは調査をしておりますので、済みませんけど。

○部会長（服部孝規君） ただ、委員会定数としてはこうやって割り振るけれども、議長は辞退をするみたいなのはあるかもわからんと。だから、うちの場合は、はなから1減らしておるわけやんかな。そやけど、そやなしに6・6・6で割っておいて、議長が例えば総務委員会なら総務委員会に行って、そこで議長が辞退をするような、そういうやり方もあるんかなと思うんやけどね、やり方としては。議長の意思でもって委員会を抜けますみたいな、そういうのはあるかもわからん。

どうぞ、新委員。

○部会員（新 秀隆君） 委員会数の2というところなんですけど、まだ調査はないと思うんですけど、以前が3で2になったのかとか、そういうところの生の声といいますかね、メリット・デメリットみたいなものがもし何か出ているものがあれば拝見したいなというところですが、事務局いかがでしょう。

○部会長（服部孝規君） 高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） この委員会の構成については、数が多かったものですから委員会条例等から引っ張ってきておりますので、そこまで聞き取りはしてはおりませんが、この2委員会について聞き取りを今後させていただくことは可能やと思いますので、その辺は調査させていただきたいと思えます。

○部会長（服部孝規君） 他にありますか、意見。感想でも、意見でも。

高島委員。

○部会員（高島 真君） これを見せていただきまして、亀山は委員会数が3で、議長を除いてというのになって1年から2年でと。それを見て、よそはそんなんやとは思う程度なんですけれども。どこをさわれるかなあという感じで、3は3のほうが多いわけですやん。全国的にどっちが多いと言うたら3のほうが多くて、任期を、さわれるんやったらさわれるのかなあ。だけど、かといって任期2年というのは何のメリットがあるのかよくわからないので、2年にしたところで、1年でいろんなところをやっていくというのもメリットやと思うので、今、亀山市はこの状況で、いかに拙速に何をせないかんという状況には、この議題に関してはないのかなあという感想を私は持ちました。

○部会長（服部孝規君） それと、議長任期は1年で委員の任期は2年というのがあるのね、結構。その辺が、ここでも議論が出ておったように、議長の2年任期は大変やという部分もやはりあるんか

なというふうに。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) うちらでも1年任期やけれども、2年、3年ってできる、可能なんは可能やでね。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) 辞任せんだらいいというか、希望してうまく入れれば、それで何もあかんという決めはないで。

そうしたら、これについては、それぞれまた会派へ持ち帰ってもらおうかな。ここで議論するだけでは多分あかんと思うんで。例えば議長を2年ということだと方向性が定まって、そうしたら委員も任期2年と、議長に合わせて2年にするということ、大半がこういう状況の中でのというのはどうであろうかということ投げかけていただきたい。それを検討部会として決めるに当たって、まずはこちらでどうこう言わずに、全国の状況はこんな状況なんで、2年という任期も、これは検討すべき課題やなということ、一度会派へ持ち帰ってもらって、任期2年ということについていかがですかということ、また持ち寄ってもらおうと。

高島委員。

○部会員(高島 真君) 任期2年というのはどうでしょうかねという感想程度を聞くのか、ここで会派の意見として持ってきてばんとぶつけるのかということなんですけれども。

○部会長(服部孝規君) 会派の意見として。

例えば2年というのが、今の1年のほうがいいよというんであれば、こういう理由でというのがあろうと思うんで、やはり2年にすべきでないという理由もあると思うんで、それを持ち寄って議論したほうが、このメンバーだけで議論するよりいいんかいなと思って。どうですかね。

新委員。

○部会員(新 秀隆君) 議論は結構だと思うんですけど、たしか亀山市としては30年度の機構改革、この辺にもちょっと懸念される点もあるんじゃないかなとは思ってますけど。気にせんでもいいですかね。

○部会長(服部孝規君) ほかに。それでよろしい、とりあえず。それともある程度ここで議論しておきますか。その辺はどうですか、やり方として。

西川委員。

○部会員(西川憲行君) 我々はいろいろ議論を積み重ねながら、この資料も見てあれですけど、会派へ持って帰っても議論の積み重ねがないので、本当に感性の中で、うちの会派なんかでいうと、特に議長経験者が2人見えて、2年はえらいぞみたいな声は聞かれるんですけども、そやけどできやんことはないわなあという話。

議長任期に関して、そういう話を聞くぐらいで、理由づけになるような理由づけが余り会派の中で出てこない。ほかの3名については、そういう経験値も少ないので、逆にその2人の意見で議長の任期というのはどうですかみたいな話になっているので、理由をつけて、本来こういうあるべきで、こうしたほうがいいんじゃないかという議論には進まないかなあという気がします。

○部会長(服部孝規君) ただ、委員はそれぞれ経験値があるでさ、1年でかわるほうがいいのか、2年という、いわゆる最大4年間で2つやからね。ということは3つ委員会がある場合には、3つ委

員会を前提として2つしか行けないという問題が出てくるので、そのあたりをどう考えるかやね。

ここで議論しておいて結論が出る問題でもないし、結論を出したところで会派へ持ち帰らんなんので、そういう意味では思い切って会派へ持ち帰ってもらって議論してもろて、またそれで委員さん以外の視点での意見も多分出てくると思うので、それも反映した形でここで議論をするほうが得策かなあと私は思いますけれども。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 最終的にどこへ持っていくかという方向性の問題もあると思うんですけど、部会長が言われるように、フラットな状態でみんなの意見でと言うんやったら、結局まとまらないよという話でよければいいんですけど。

○部会長（服部孝規君） まとまらんでいいと思う。

○部会員（西川憲行君） 最終的に議長任期は、前も言われていたように、人数も減ってきて、議長経験者ばかりがふえていくで、そうになっていくと1年より2年がいいよという方向性を出して、そういう方向性なんですけど、あえて反対意見がありますかというんやったら議論もできると思うんですけども、本当にフラットやったら、今のままでいいやないかという話になってしまうと、せっかくの議論が上積みされやんのかなあと。それやったら、ある程度、検討部会としては、今後の将来を含めて考えた上で2年任期を提案させてもらおうと。それに対して、その提案を皆さんが可とするか受け入れることはできやんという話になるかというほうが僕は、それで受け入れられやん、今のままでいいという結論であってもそれはいいと思うんですけど、ただ混沌とした、俺は賛成や俺は反対やという中よりは、ある程度ここで結論があつて、それに向かって皆さんが賛成するか反対するかというほうが、次、議論していくのにはいいんじゃないのかなと思います。

○部会長（服部孝規君） 確かに、検討部会として検討する以上、一定のものは示していかなと、それが結論ではないけれども、方向性を示して、これについて意見をくださいよということにすべきやということやな。いかがですか、その点については。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 確かに漠然と、今回のこうやって資料を見て、全国的に見たらこんなんやにというだけで終わってはね。だから、部会長の言うように、せっかくというか、こういう部会があるわけですから、ここではこういうふうな意見が出ましたということで持ち帰って、皆さんそれに対してどうでしょうかというふうなのが、まとまり方としてはスマートにいくんではないかなと僕は思います。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕は、漠然としたこういうのを出して、こちらはこういうのにしましたと言うと、変な意味、誘導していってしまうのかなというところがあるので、まず漠然としたところを引っ張ってきて、ここで議論をして、こういう結論が出たというのが、それが会議なのかなあと。誘導すべきところはしなきゃいけないんやけど、持って帰って行って、うちらもこうこうこうでしたと言えば、そんなもの違うわとなる可能性もあるんですけども、一応最初に1歩の1つをそこから引いて、ここで議論して、ここである程度の結論はこういうふうになってきましたよというのが、それが筋なのかなあとと思いますけどね。いきなり、こんなんでこんなんでというよりは楽かなあと。正直、僕自体が会派で説明するのが楽かなあとというところかなあと。

○部会長（服部孝規君） そもそもこのカルテを見ていただきたいんですけども、現状分析のところ、委員会条例で1年としていると。その下に、常任委員会において所管事務調査を行っているが、1年では時間的余裕がなく、さらに踏み込んだ調査・研究することができないというような問題であるとか、あとは全国の状況を見てのなんですけども、何でそんなことを今検討しておるのというのが会派の中へ行ったら多分出るやろうと思う。何で1年を2年にするという話がね。だから、そのところをきちっとこちらが押さえてかからんと。議長の任期もそうやったね。1年でころころかわるのは、要するに18人の議員しかおらん中で、議長経験者をどっどつってしてしまうという、そんな議論もした上で2でどうやというあれをしたもんで、最低限その辺のところ。例えば1年を2年にするなら、そういう検討部会とし議論をした上で考え方、例えば2にするなら何で2という方向性を出してきたんやということは、聞かれたら当然答えんならね。その辺のところのことはちゃんと議論しておかんとあかんのかなあと思うんです、今の議論を聞いてね。

だから、まずは2ということについて、いいやないかという人については、なぜそう思われるのか、それから今のままでいいと、1年でいいと思われる方については、その理由をそれぞれ意見として出してもらおうかな、まず。その中で方向性を決めていくと。会派に提案というのか会派に持ち帰ってもらうというふうにしましょうか。いずれにしても、それは何でそんなことを今出してきたんというのは絶対出てくると思う。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 4年でもいい。もちろん、そう。

それぞれ4年がいいと思うのか、2年がいいと思うのか、1年がいいと思うのか、これは本当にそれぞれ各委員さん個人の意見で結構ですから、出していただいたらと思います。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕はどっちかという1年でいいと思います。僕は会派の中では下のほうですので、好きに委員会を選ばせてもらえるんです。それで長老が余ったところに行くというのがうちの会派のあれですので、自分が行きたいと思うところはまだ行ける状態ですので、僕、何回でも2年務めておるんですよ、いつも2年ずつずつうって行っておるんですよ。それで、もっと研究したいなあって、調査・研究のテーマに関しては毎年違うわけなんです。仮に僕がそれをしたいんや、みんなでしたいんやと言うても、みんなが違う意見を出されればそれで終わっていくので、そしたら調査・研究を2年にせえよとか、そういういろんな細則の話になってきますので、僕は1年で、僕の立場からして1年でいいと思います。基本的にまだ選べる立場におるので。

○部会長（服部孝規君） 他の方どうぞ。まだまとってなければ、まとまってないでもいいです。

ただ1つ言えるのは、役員改選のとき、すっきりはいくわね。2年、議長も2年、委員会も2年にすれば、そのときにすっきりといけるのはいけるわね。それだけはいかんでね。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 確かに、その辺だけはそろえておかんと、議長が1年で委員会が2年やったら、議長をやめたら次へどこへ入っていくかといったら、次の議長が抜けたところに入るか、そうでないとか必然的に決まってくるというか。その辺があるもんで、やるんなら1年・1年、もしくは2年・2年の同数が好ましいんじゃないかと。

○部会長（服部孝規君） 議長の2年は多分方向性としては。

○部会員（新 秀隆君） あるもんでね。だから、そういうふうな同じ年数でないと、ちょっと難しい問題も出てくるのではないかと思いますけどね。

○部会長（服部孝規君） そろえたほうがいいと。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） でも、議長は2年で委員会が1年であっても、議長以外の人らで委員会構成をしていくという意味では、別にできやんことはないのかなあという。そろえなくてもね。新さんが言うたみたいに、議長のほうが任期が短かったら、ちょっとややこしいかもわからんけど、議長のほうが長いわけで、2年に1回は全員が改選されるんで、1年単位で委員会のメンバー構成だけシャッフルするというか直すだけやったら、できやんことはないのかなあと思うので。ただ、委員会をやっていく上で、ここの理由についてある1年では調査・研究がしにくいとかという部分について、ほかの方が、そやなあと言わはって、2年にしようかと言うのか、1年のほうがいいのかという。今現状、総務委員長をさせてもろうていますが、私の個人的な意見としては、2年はつらいかなあという。個人的な意見です。

○部会長（服部孝規君） ちょっと意見が出にくいんで、会長、副会長、意見がありましたらお願いします。

○会長（中村嘉孝君） 意見といますより、まず議長の2年任期ということですけど、僕も皆さんののおかげでここまで来させてもらいまして、最初はどうなることかと思って、前議長の大変さやらを見ていましたし、あと二月か三月ぐらいになって9月議会になったんですけど、一番思うには体力ですな。体力が大事だと。健康が最低条件やと思います。それプラス気力ですな。2年になったらですな。1年は何とか、わからんなりに皆さんに支えられて何とかたつんですけど、確かに1年覚えて2年目をするのは、この挨拶に行くのはこうやとか、確かにそれはわかりますわ。2年目は楽やと思います。そやけど、ただ体力と気力。2年は長いなとは思いますが。僕は年やでね。若い方が体力も、若い方やったら2年ぐらい平気で。若いといっても若さにもよるけど。

そんなところですけどね。体力でしょうな、一番。健康も気をつけやんならんし。今は、それでそういう決めがないですな、職員の。そんなことは当たり前の話やけど、職員の方は有給とかありますけど、議長の場合は一年中、土・日も特に多いんで、まず休みは一日もないと。病院へ行ったりして検査に行ったりとか、それぐらいの休みぐらいで。今の場合はですね。ただ、祭日で何もなかったら休みますけどね。ほとんどありますな、何かしらんけど。亀山は特に多い。

○部会長（服部孝規君） 副会長さんの意見をください。

○副会長（森 美和子君） 私は、委員会の構成については、個人的な意見で、2年任期で、その2年任期を決めた場合は2委員会構成にすると。そこを決めたほうが。総務と産建をくっつけて、教民は教民で。それから、本会議での常任委員会は2日間にするという形で、具体的にそこまで決めてしまったほうが、何か任期だけを決めてしまうというよりは、そういった具体的などころまで議論して決めてしまったほうがいいのかあ。調査・研究を2年間しっかりやるというのは、委員長は大変やって、多分大変やと思いますけど、でも本当に力がつくんじゃないかなあとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） 確かに、一番懸念される3つの委員会を任期2年にすると、行けない委員会が出てくるというね、4年間のうちで。この問題は、副会長が言われたように、2委員会にすることによって解消はできるわけやね。少なくとも、可能性としてはね。だから、そういう意味では2委

員会にするというのも一つの方法かもわからんね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 僕は2委員会構成というのは賛成できかねる部分があるんですけど、結局、2委員会構成にしてしまうと裏表なんで、委員会の所属はかわっても、委員会構成はかわらないということになるんですよ。

○部会長（服部孝規君） ひっくり返るだけでか。

○部会員（西川憲行君） そういうことだと思うんですよ。

○部会長（服部孝規君） 4年間やらん限りは。

○部会員（西川憲行君） そういうことです。だから、それやったら、僕の個人的な意見としては、僕は教民を2つに逆に割って4委員会にして複数所属するぐらいやないと、多分。今の委員会をやっておっても、議論の時間というか、議論が深まったときの時間とかいろんなことを考えると、余り1つの委員会で大きな守備範囲とかあれを持っていると、結局、資料説明だけの時間だけが1時間かかって、今の教民なんかでも物すごいボリュームがあり過ぎて、資料説明に時間がとられて、議論する時間が結局圧縮されてしまうと。だから、本来我々は議論すべき時間をとるべきではないのかなあと思うので、そういう意味では余り2委員会にして大きくしてしまうと、議論の深まりが少なくなる危険性があるのかなあというのが1つと、それから結局裏表になって委員構成が4年間ずっと一緒になるわけですよ。だから、それもいろんな角度からの議論をしていくという部分からいうと、委員会を一回決めた時点で、変な言い方ですけど、賛成する人と反対する人みたいな色分けができてしまうと、4年間ずっとその色分けのまま行ってしまう可能性が出てくるので、そういう意味では僕はだから1年でシャッフルしながら3つの委員会を回って、1年ごとに違う委員構成の中で議論がいろんな角度からできるほうが、議会の機能を達成するためには、そちらのほうが僕はいいんじゃないかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） 副会長。

○副会長（森 美和子君） 確かに西川委員が言われるように、4年間もしかしたら同じメンバーになってしまうという懸念はあると思うんですけど、教民なんか本当にボリュームがあって、1日でこれが進んでいくのかというぐらいのところなので、しっかりと議論するためには2日間持つというところを決めていく必要はあるんだと。もしそうなれば、そこは決めていく必要があるんだろあと思います。

○部会長（服部孝規君） 現行の中で工夫をという、改善なり工夫をということも考えないかん。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 確かに西川さんのおっしゃられるように4委員会になった場合、この18人、実質17人の中で、それを4つに分けると、1委員会が非常に、採決をとっていくにも議論する中にも人数が少ない。そうすると、複数委員会をまたぐような形も考えないかんと思うんですけど。私は会派として話しとるのは、2委員会にしてというふうな思いはありますね。そんな意見です。

○部会長（服部孝規君） 副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） 委員会の話が今どんどん出てきてるんやけど、最初は議長任期だけを取りあえず2年にして、委員会のことは、さっき言うたように、話が展開し過ぎるのよね。任期だけではおさまらへんで、任期から委員会構成から、さっきの役所当局との、どこの委員会にどこのセクシ

ョンが入るとか、そんなことまで話になってしまうやんか。せやで、なかなか収拾のつかん話になるわけよね。だから、委員会構成の委員会の任期まで、こういった話をして、なるほどね、こういう問題もあるかって、自分の思っていないようなね。例えば西川さんが言わはったように、教民を分割するってさ、今までは3つの委員会を2つに減らすことばかり言うておった場合が多いんやけれども、逆に3つの委員会を4つのふやすという手もあるんやわな。いろんな意見が出てくると、それは非常にこういった場で話すのはおもしろいんやけれども、だけどこれを形にして皆さんの前に「はい」と出せるというようなものに仕上げるには、かなり難しい面が出てくるで。そして、ここにおられる人が各会派へ持って帰ってと言うけれども、それも会派の意見を聞くというのも、一筋縄ではなかなかいかへん話でね、会派の意見をまとめること自体が。

それを思うで、先ほどから委員会の構成云々の話に議題が行っているけれども、これを具体的に、この話をどんどん形としてするには、僕はまだちょっと時間がないような気がするんですよ。だから、とりあえず議長任期を先行して、これは今度の代表者会議で皆さんのご意見を伺うという話まで行っていますやんか。これに関しては、かなり話が収れんすることはあると思うんやけれども、委員会構成まで手をつけると、収れんどころか拡散する一方やと思ってね、議論が。それは思っております。さっきずっといろいろ聞かせてもろうて、いろんな意見が出るなあと思いました。以上です。

○部会長（服部孝規君） そしたら、とりあえず、この課題は引き続き協議をしていくとして、当面、議長2年というのが最終的に議会改革推進会議で正式に決定されて以降、また再開をしましょうか。というのは、今出た任期だけやなしに委員会数の問題、それから委員会の構成の人数の問題、複数所属をどうするんやというようなことも含めて、そういう問題も本当に広がり物すごく出てくるという問題やろうと。それから、議長経験者の人は、この議長の任期についてはいろんな意見を持てるけれども、委員会に関しては全ての人が経験をしておるところなんで、皆意見を出せるし、持っておると思うんさな。だから、そういう意味では慎重に進める必要があるし。だから、そういう意味では、会派へ持って行って私が言ったのは、会派でまとめてきてという話じゃないです。会派で、そういうことを今、検討部会で議論しておんのやけれどもということ投げかけてもらうだけでもいい。そしたらその中で、こんな意見が出た、あんな意見が出たというのをまた持って帰ってきてもらったらいい。何も一つにまとめてきてくれとか、会派としての方向性を持ってきてくれという話じゃない。ただ、こういうことを今議論しておんのやわということぐらいやったらいいかなという意味で言わせてもろたんで、それについてはさっき言ったように、議長のあれが確定するまではちょっと待ちましようということ今回いきたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それ以降にまた議論はしたいと。

高島委員。

○部会員（高島 真君） もうそこで話が切れてあれなんですけど、先ほどの中村議長の話で、僕、ちょっと気になる。中村議長は議長のご経験をされて、あともう一年そしたらやってくれるかなとなったときに、体力面とかいろいろ、守備範囲とか考えて、2年というのは妥当なんですか。その方向性で行くのはわかるんですよ。ただ、今、現議長が見えるので、話を聞きたいというだけのことで。

○部会長（服部孝規君） 中村会長。

○会長（中村嘉孝君） 年齢やと思うんやけどね。年齢だけじゃない、年齢は関係ないか。70でも

80でも元気な人がおるで。そやで余り関係ないとは思うんですけど。確かに1年済んで、大体1年わかるでしょう。そやで2年目は同じ感じやで。ただ、特別なことがあったり、駅前周辺とかいろんなことがあると大変やけど。僕の場合はもうこれでいいと。ほかの人はわかりませんけどな。

○部会長（服部孝規君） 副議長さんはできそう、2年。感覚として。

○副会長（森 美和子君） 役所には毎日詰めさせてはもらっていますけど、基本的には。でも、出ていってもらえるのは基本的には議長なので、そこを2年になったときに副議長がどれだけカバーできるのかというところに、議長の負担は少し軽減できるかなと思います。

○会長（中村嘉孝君） ただ、議長宛てに来ておるもんで、おる以上は出ていかざるを得ない。おったら頼むというわけにいかへんし、おる以上は出ていきますでな。そやで、一緒に毎日出てきておるんやけど……。

○部会長（服部孝規君） どちらでもよろしいわという場合に限らんからね。議長でないという向こうのあれが。

○会長（中村嘉孝君） 議長宛てやしね。出てきておっても、お互いに出てきておんのやけど、行かざるを得んでしょ、それは。

○部会長（服部孝規君） わかりました。それじゃあそんなことで、議長任期の問題が確定して以降、また検討部会で議論を再開したいというように思います。

それじゃあ、2つ目の長期欠席者への対応。これは途中まで議論が進んでいますけれども、事務局のほうで。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、まずお手元の資料3をごらんください。

課題検討カルテということで、検討課題29. 長期欠席者への対応ということでございます。これにつきましては、引き続き議論ということで、前回5月9日に検討部会で議論をしたということを追記させていただいております。

続きまして資料3の1、これA3の横長でございますが、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例検討資料【特例】という形で、前回、この5市を参考に、趣旨から、めくっていただきまして、議員報酬の減額というあたりまでご議論をいただきました。そして、決定いただいた部分につきましては、今回、亀山市（案）ということで朱書きで入れさせていただいております。

まず、趣旨の部分につきましては、その理由云々ということではなく、長期間出てこなかった事実を捉えて書けばいいのではないかというようなことから、一番シンプルに書いてある鳥羽市さんをそのまま亀山市に当て込むということで確認いただいておりますので、鳥羽市のをそのまま亀山市に置きかえさせていただいております。一度ちょっと読み上げさせていただきます。

この条例は、亀山市の議会の議員が亀山市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとするということで、亀山市（案）という形にさせていただいております。

続きまして定義でございますが、こちらにつきましては、条例ができ上がって必要な部分を定義として定めればいいということで、特に議論もしていただいておりますので、これについては仮で鳥羽市のをそのまま亀山市に置きかえて置かせていただいております。これについては、最終整理をさせていただくということでございます。

めくっていただきまして、2枚目でございます。

上から、長期欠席期間に係る届け出、それと期間の延長に関する準用ということで、ここについては多治見市さんが設けておりましたけれども、前回議論していただいた上で、届け出等は不要であるということで入れてございません。

続いて、議員報酬の減額につきましてですが、これも出てこなかった理由云々というよりも、長期間おらんだという事実のみを捉えればよいということで、ここにつきましては多治見市さんのを引っ張ってくるという形で、3条といたしまして、議員に長期欠席期間が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、次の表の長期欠席期間の区分に応じて、当該議員報酬にそれぞれ同表の減額割合を乗じて得た額を減じた額とするという形で落とし込みさせていただいております。

それと、次の長期欠席期間の減額割合という部分でございますが、これにつきましては、減額割合が表示してある市と、そうでない市がございましたが、ここは減額割合を表示したほうがわかりやすいであろうということで確認いただきましたので、減額割合という形にさせていただいてありまして、それぞれ90日を超え180日以下であるときは100分の20、180日を超え365日以下であるときは100分の50、365日を超えるときは100分の100という形で、こちらも確認をいただいております。

2項以下は、そのまま多治見市さんを引っ張ってきて落とし込みさせていただいております。

もう一枚めくっていただきまして、ちょっと飛ぶんですが適用除外という部分、ここについては長期間欠席という事実を捉えるということで話はいただいておりますが、こういった適用除外の部分は残しておくべきであるという意見を頂戴しておりますので、これも鳥羽市さんの適用除外の項目をそのままは落とし込みさせていただいております。

前はここまで議論いただいておりますので、期末手当の減額以降後半の部分、ご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長（服部孝規君） それでは、期末手当の減額という部分について。

3枚目の期末手当の減額というところは空白、亀山市案が。ここをどんな案にするかという議論をしたい。

高島委員。

○部会員（高島 真君） ずうっとほかのところを読んでおると、基準日というのが6月1日、どこでもあると思うんですけども、それを西脇市さんのをそのままぼこっと当てはめても、文章的にも何も問題ないのかなあとは思いますが。基準日があれば。

○部会長（服部孝規君） 多治見市だけは、辞職、失職もしくは議会の解散または死亡によりその職を離れたというような、こういう規定がほかにはないんやね。こういう点は丁寧に書いてはあるんやろな。

岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） 亀山市議会でも、長期欠席ではなくて、選挙の後に新人議員が出てくると、前からおった議員と新しく新人の人は、基準日におったおらんが発生しますやんか。例えば10月に当選してきたばっかの人は、12月1日には在籍はしておるけれども、前からずうっとおった人と今度新しく10月の選挙で当選した新人とは、たしか12月にいただく期末手当の額は違ったと思うんですよ。同じ基準日には存在するんやけど、過去の6月から12月半年間おったんと、11月

に初めて議員になってきた。そこら辺の亀山市の新人議員に対する期末手当の支給割合というのは、僕、わからんですけど、そういったことも絡んで参考にならんもんですかね。

○部会長（服部孝規君） 現状をそれじゃあわかれば。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） これは、基準日というのは、その時点で在職しておれば支給対象にはしますよと。ただし、支給の額については、6月1日が基準日やね。そうすると、次の12月は6月2日から12月1日までの間のあれを見るわけ。そうするとその間に、岡本さんが言われたみたいに、11月から議員になった人については、11、12の1日までという1カ月しかないわけやね。だから、そういう人と6月2日から丸っとおった人と一緒に扱うんかという話が出るんやと思うんで、それは率がそれぞれ違うの。そやから、これはあくまでも基準日というのは、その日に在職しておれば対象になりますよと、支給対象になりますよというのが基準日やと思うの。ただし、支給額については、その期間によって変わってくんやと思うんやけどな。違うたかな。

岡本副部会長。

○副部会長（岡本公秀君） それで、先ほどは新人議員の例をとりましたけど、落選議員またはやめていく議員ね。というのは、6月に期末手当をいただいてから、10月までの5カ月間は過去に在籍した実績があるんやけれども、12月1日にはやめてしもうたということで一銭にもならんわね。過去5カ月分をいただけるかということは全然ないわな。その日におらんのやからといって。それも水臭い話やと思うんやけどさ。

○部会長（服部孝規君） 確かに、12月1日現在で現職ではなければ対象にはならんわな。

○副部会長（岡本公秀君） そんなら、6月のときから10月まで、5カ月間は最低在籍したわけやから、その分の評価はどうしてくれるんかという話は全然ないわね。だから、そういったことも考えなあかんやろ。

○部会長（服部孝規君） 在職ということが前提やでな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） ほかのところでの論点というのか、ありますか。

条例はできるだけわかりやすいほうがいいでな。必要なものはどうして書かないかんけど、必要以上に書かんほうがいいと思うけどな。わかりにくいんやわ。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 要は鳥羽とか、それから尾鷲、西脇、要するに減額支給された月があるときの期末手当やという書き方をしてあんのな。だから、そのことを多治見市は丁寧に、失職もしくは議会の解散、死亡どうのこうのというようなことを入れてあるのかなというふうにするのやけどな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） お待たせしました。

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の中で期末手当の項目があるわけなんですけど、この期末手当の中で細かく基準日からどれだけおるかということが書いていないんですが、その部分については条例において、一般職の職員に支給する期末手当の例によるという項目がうたってあります。職員給与条例のほうを見ますと、基準日、例えば6月でいきますと、一番直近6月は6月1日が基準日になるわけなんですけど、それ以前の6カ月以内の期間にどれだけ在職しておるかというふうなことで、

6カ月丸々おれば100分の100もらえますと。5カ月以上6カ月未満、一月足らん場合は2割カットになります。3カ月以上5カ月未満の場合ですと4割カットになります。3カ月未満の場合は7割カットというふうな規定がございます。

○部会長（服部孝規君） それからもう一つ、僕が気になったのは、改選によって、議員としては連続性があるんやけれども、一応改選によって、例えば10月何日に選挙があつてということになったときに、6月2日以降12月1日までの間の計算の仕方というのは、当選して10月何日以降、任期が始まる日からの計算にしかならんのやろか。それとも6月、それ以前の改選前のものも含まれんのやろか。どうなんやろ、そこは。職員にはない例やもんな、こんなの。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 前職から引き継いでおる場合は、その分も加味しますし、新しい新人議員さんは、基準日からどんだけおったかという計算が必要になってきます。

○部会長（服部孝規君） わかりました。そういうことでございます。

そしたら、これについては、多数をとということではないけれども、鳥羽、桑名、尾鷲、西脇が大体同じような書き方をしてあるんで、これで鳥羽の例を使いますか。鳥羽の例でよければ。

よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） ちょっと一遍読んでみようか。第4条、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前日から6月前までの間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当から、当該期末手当に減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。減らしますよということやね。

2. 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で、基準日の前日から6月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高いほうの減額割合を適用する。これはどういうことやろ。そういうことが起こり得るか。議員報酬をアップしたとかそういうことか。これはどういうことやろな。みんな入っておんのやな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 6カ月の間に、6月1日から12月1日までの間に90日間休んだときは2割カットですやんか。そやで、最初のほうは2割カットです。そやけど、それが180日を超えたときは、2割から5割カットになる。

そうすると、最初の1カ月が例えば90日、180には行っていないんで2割カットやったけど、12月1日までの間に5割カットにふえたときがある。そうすると、減額割合が10月と11月で、10月までは2割やったけど、11月からいきなり5割カットになっておる場合があつたときに減額割合が違いますよね。そしたら高いほうの割合、5割カットのほうを採用するという意味じゃないですか。

○部会長（服部孝規君） 高いほうをな。6月の間に起こり得るということやな。

○部会員（西川憲行君） そうです。そこに行くまでに変わる可能性があります。180日を超える超えやんという。

○部会長（服部孝規君） さすが西川君、わかりました。そやけど、180日を超える。180日で3カ月。6カ月やもんな、これ。

○副会長（岡本公秀君） そやけど、一月31日の月もあんでさ、182日とかいうことがあり得ると、20%カットから50%カットになるやんか。

○部会員（西川憲行君） 始まりが何月かわからん。

○部会長（服部孝規君） 例えば、1月、2月に始まるという場合もあるわな。それがまたがって6月1日を挟んで、また6月から12月の間にあるという。そういうことが起こり得るといふ可能性の問題でこれを入れておんのやな。

○部会員（西川憲行君） そこで減額割合が変わったときに。

○部会長（服部孝規君） 高いほうをとりますよという。

○部会員（西川憲行君） 365日の日がどこかで来るわけです。365日目 came 日が、6月1日から12月1日の間にあったときはゼロになると。12月2日以降に来るんやったら、12月1日までの50%カットでいいのと違いますか。

○部会長（服部孝規君） それでよろしいか。事務局のほうも。うなずいておりますので。

それじゃあ、一応とりあえず鳥羽市案をそのまま亀山市案に入れます。

15分まで休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○部会長（服部孝規君） 休憩前に引き続き再開します。

あと、まだ端数計算以降、これはまだ議論する課題が残ってはいるんですけども、きょうは12時までには終わりたいので、いずれにしても12時までに全部行き着きませんので、ここで一旦きょうの議論は切らせていただきます。

3つ目の課題へ移りたいと思います。新たな項目の必要性について検討というカルテについてのことです。事務局のほうで。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料4をごらんください。

検討課題27ということで、新たな項目の必要性について検討ということでございます。

これにつきましては、今まで未着手になっておりましたので、若干内容を確認したいと思います。

検討内容につきましては、議会の議決事件の追加を検討ということで、現状分析といたしましては、議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条の第1項に列挙され、その主なものは条例を制定・改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。第11条では、地方自治法第96条の2項の規定による議決事件を規定ということでございます。

議論する内容といたしましては、総合計画の基本構想や基本計画以外に議会の議決事件を追加することへの検討ということで、前回でございしますが、対応内容といたしましては、都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、今後、他の計画も含め、議決事件への追加について検討することを確認いただきました。

続いて、資料4の1をごらんください。A3の縦長でございます。

これにつきましては、各種計画一覧ということで、市の持つておる計画を一覧表にさせていただきました。

まず、1番、2番につきましては、既に議決事件となっております基本構想・基本計画でございます。そして、3番以降、めくっていただきまして28番までが、オレンジで着色をさせていただいたんですけども、これがパブコメを行う計画ということでございます。それを上から順番に、3番、4番については計画期間、終期が設定されておりませんが、基本的には計画期間が長い順ということで並べさせていただきました。

続いて29番以降、最終ページの76番まで、これについてはパブコメなしという計画でございます。これにつきましても、計画期間の長い順に列記をさせていただいております。

それと、計画の策定根拠・目的のところに丸をつけさせていただきましたのは、これについては法に基づいて、法を根拠としておる計画ということで、参考までに丸をつけさせていただきました。

以下、所管室、所管の委員会という形で並べさせていただいております。よろしくお願ひします。

○部会長（服部孝規君） ということで、今回、この議会の議決事件をふやすに当たって、前は都市マスタープランを一つ上げたんですけども、それ以外の計画についても考えるべきではないかということを受けて、今回、資料を出させてもらいました。

どういうふうに進めますかね。例えば、これは必要だという意見から始めましょうか。

今回、随分中間案、それから最終案というところを委員会で議論していただいたこともあって、結構、計画自体について内容を把握されている委員さんもおるかなというふうに思いますので、それぞれ現時点での捉え方で結構ですけども。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） ちょっと確認なんですけど、今、丸がついておるところは法に基づくということで、これは法でつくりなさいということが決まっているという意味合いだと思うんですけど、そうすると都市マスタープランだけを抽出した理由づけというのはどういう理由づけなのか、もう一回確認したいんですけど。

○部会長（服部孝規君） いつも総合計画の次に出てくる大きな土地利用というのか、亀山の都市計画というのか、そういうものの位置に来るのが都市マスタープラン。立地適正化計画というのも4番目に上がっていますが、これはそのもとにあるまた計画やということで、総合計画のすぐ下にある非常に市にとって重要な計画という意味で都市マスタープランを例に挙げさせてもらっただけで、何もこれだけにといいことではなくして、そういうような意味で重要なものがあるとしたら、別に総合計画から見た位置づけだけの問題やないんやけれども、議会が議決にかかわる必要があるんではないかというような、これは賛否はともかく、議決の対象にする必要があるんではないかと思われるような計画、つまりこれを対象に上げないということは、何も議会としては一般質問で取り上げるぐらいしかないわけですね。これを議決の案件にすると、当然、議案の質疑ということになって、賛否を最終的にはとるといふ、そこまでのことになってくるんで、随分違つてはくと思うんです。その辺が違つかなというぐらいの説明ですけど。

他市を見ると、具体的に計画名をだあつと列挙して、この計画については議決案件としますという書き方もあれば、例えば計画期間が5年以上の市にとって重要な施策については議決案件とするというような書き方をして、具体的に何がそれじゃあそれに当たるかというのは規則で例えぼうたつてあつたりとかいうようなことをしている市もあります。だから、条例上は例えばそういううたい方をするわけですよ。例えば5年以上とか10年以上とか年数を切つて、市にとっての重要な計画という

ようになりたい方もあるという。必ずしもずらっと全部計画名を列挙しなきゃならんことはないですけども、それでも、それがそれじゃあ議決事件に当たるか当たらないかはいずれ決めやんならん。

総合計画なんかは、そういう意味では、昔はそれこそ基本構想だけが議決の案件やって、基本計画は議決の案件じゃなかったと思うんや。そうやったね、確か。渡邊さん。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会基本条例が制定される22年までは構想のみでした。

○部会長（服部孝規君） だから、僕らもずっと総合計画というのは基本構想、抽象的なああいう構想だけを議会として議決したという記憶があるんですけども、今回は基本計画にまで議決案件というふうにしたもんで、結構具体的な議論がされたんじゃないかなと。そういう意味では、あれを議決案件にしたことは、意味が非常にあったんじゃないかなというふうに私自身の感想としては思っています。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 基本計画は今回で2回目ですよ。議決。

○部会長（服部孝規君） そやね、2回目やな。

議案として出ると、それなりに精査するというのもあって。どんな決め方をしましょう、これ。

○部会員（西川憲行君） 重要というのは抽象的やで。

○部会員（新 秀隆君） 何年というのも何でもかんでも入ってきてしまうな。

○部会長（服部孝規君） そうなん。年数で切ると、そんなに必要性がないじゃないかと思われる部分も入ってくるし。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 法に基づくということになると、34から36のパブコメをやらないものも入ってくるね。5年のものもあれば、入ってきますよね。

都市マスタープランは平成30年やったか。都市マスタープラン。いつ出てくるやろな、そうすると。

31年の3月やろか。だから、都市マスタープランだけをいえば、それまでに議会の議決事件にするのかどうか決めておく必要があるわな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 法の話が出ましたが、そうすると総合計画は自治法から外れてますので、これとの整合がとれなくなっていくんじゃないかと。

○部会長（服部孝規君） 逆に。確かに。これも前期基本計画は5年やでね。計画年数からいうと。5年で議決事件にしておんねん、年数からいうとな。法が言うておるやつでもない。期間も5年、それを議決事件にしておるとい。だから、それはこの内容が議決事件にすべき内容やという、そういう捉え方やな。

○部会員（西川憲行君） 議決事件にする内容やということ、誰がここがどうやって決めるかという。

○部会長（服部孝規君） それは議会がやわな。

○部会員（西川憲行君） そうなると、多数決なのか全会一致なのかという話になりますしな。

○部会長（服部孝規君） それは、全会一致になり得るものだけにするか何かせんと、多数決は難しいやろな。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） これは、そやけどいろいろ思いがそれぞれ違うからさ。議員さんの意見を聞いたら、かなり荒れるよね。それゆえに、どうこの議論を進めていくかという話なんやわ。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 一つのアイディアとしてですけど、この計画全ての一覧を全議員さんに出して、この中で議決案件にするべきだと思うものに丸をつけましょうみたいなアンケートの中で、変な言い方ですけどね。その中で例えば全員がこれは議決に案件にすべきやと、まず出てきたやつは出てきたやつで議決案件にしましょうという議論を進めると。その次に、議決案件にしたほうがいいんじゃないかという意見の多いものと少ないものというような振り分けをしていった中で、全員が一致しておるけど、本当に議決案件にすべきなのかとかという議論をここで進めていくというやり方を、一回、全議員さんがとにかく同意しなければ議決案件にはできないと思うので、それを、これだけの計画があるけれども、議決案件にすべき計画か否かという皆さんの意見をとって、全員一致なら議決案件にしましょうと言うたら……。

○部会長（服部孝規君） という対象にして議論したらいいわな。

○部会員（西川憲行君） そういうまず振り分けをして、それでその中で今度は、多数は議決案件にすべきだけれども、せんでもいいという少数もあるというものについては議論の対象になると。ほとんどの人が議決案件にするべきものでもないやろというやつについては、議論せんでもいいんじゃないかとかという、ある程度振り分けを一回、全議員対象にしたらどうですかね。それで、その上で議論を進めていくというやり方はどうでしょうか。

（「賛成やわ」の声あり）

○部会長（服部孝規君） なるほど。それでよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） たたき台やな、とにかくな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） その方法をとられるときに、今、検討課題で議論して完了していませんけど、議決を要しない各種分野別計画への関与ということでずうっと2年間ぐらい議論して、2年間関与していくというのをやりましたよね、総合計画以外は。そのときにも、あくまでパブコメをやる計画に限定しています。というのは、パブコメをするということは、それだけ市民にかかわりが深い計画ということで、パブコメをしないということは、基本的に内部計画とか、そういうのが多いわけなんですけど、だから、パブコメをするやつはそれだけ重要と、市民に大分関係があるということでやっていますので、少なくとも今関与しておるのが既にパブコメで限定していますので、このパブコメのないやつをまた土俵に上げると、その部分からしてまた矛盾が生じるので、もし会派で議論をするのなら、このオレンジ色の部分だけでいいのかなという思いはあります。

○部会長（服部孝規君） 整合性という意味でもね。確かに、パブコメをしないということは、市民の目にも触れやんで、これ。ホームページにも上がらんのかな。

○部会員（西川憲行君） だから、逆に議会で取り上げる必要があるやつもあるかもしれない。

○部会長（服部孝規君） あるよ。あると思うよ。例えば、52の定員適正化計画というのも、これも重要やわ。こういう問題な。これパブコメはないけれどもさ。それから、54のあれもそうやな、病院の改革プラン。パブコメなしというのがようわからんけどね。むしろこれが何でパブコメなしな

んかわからんけれども。

○部会員（西川憲行君） 56番の獣害にしても、最近、変わってきていますでな。

○部会長（服部孝規君） ただ、室長が言われたように、整合性をとる上で、まず第一弾としてパブコメをやる部分だけに絞ってやりますか。それ以外のところは、この検討部会の中で、各委員さんから出た意見以外に、黄色に塗られた中でも、特にこれは必要ではないかというものがあれば出していただいて議論をするという、とにかく対象をどう絞っていくかの話やもんで。

じゃあ、とりあえずパブコメありの28までの分について、議員さんにそれぞれアンケートをとると。今、議会の議決事件について検討部会では検討をしていますが、この中でさらに新しく議会の議決事件とすべきものがあるとすればどれですかみたいな、あなたの考えを丸なり何なりで表示してもらおうということよろしい。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それをもとに集計をして、検討部会で議論をして、また戻させてもらうという形やね。そうしましょうか。

（「そのほうが早いと思います」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、そんな手続でい겠습니까。28までのパブコメをやるものについて、議員のアンケートをとると。じゃあそういう進め方でい겠습니까。

じゃあ最後に、次回の予定を決めたいと思いますが……。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） アンケートはもう。そやけど、次回のあれまでにせないかんわな。そやけど、結構あれやな。

○部会員（西川憲行君） 全協のときに配って、その後回収というだけで。

○部会長（服部孝規君） ここへもうつけたらいいんでな、この表に枠をつけて、文章だけちょっとつけてもらわんならんけれども。それはそんなに難しくないわな。そこへ表示するような。

説明文は別個つけやないかんやろうけど。

○だけつけたらいい。議決事件として上げるべきものというのを○印をつけてくださいみたいな、計画について○印をつける。

大変やに。そんな議決事件をふやしたら、それはそれで大変やに、議会。そのことも考えやんと。何でもかんでもせやいいというのとは違うでな。

○副部会長（岡本公秀君） そやけど皆、期間がばらばらやけど、それが集中する年度ができてくるのね、ことしのあれみたいだね。同じような時期に。

○部会長（服部孝規君） 総合計画の年はどうしても出るわ。

○副部会長（岡本公秀君） 出てくるね。ようけ出てくるね。ことしの3月もえらかったもんね。

○部会長（服部孝規君） そしたら、8月の予定ですけれども、どうしましょう。

では、18日午後13時から検討部会ということで。引き続き、この長欠の問題と、それから計画の問題は少なくともやらんならんかなと思います。

何かそれ以外に、今すぐやなかつても検討課題に上げたほうがいいんとちゃうかというような問題がありましたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） この間、市民の方に言われたんですけど、議員さんの出欠がわかるようなやつを下の受付につくってくれという要望があつてですね。結構言われていると思うんですけど。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） それはあるやろな。誰々議員に用事があつて、おるのかおらんのかわからんという。それはあるかわからんな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それを設置するかせんかというのは、みんなで諮らなあかんと思うんですけど。設置するんやったら、僕はパソコンのモニター画面か何か置いておいて、上のところとリンクさせておいたら、そこに議員名簿を書いておいて、それで議会の予定表をそこに見られるような、そういうモニターを一つ置いてもうたら、きょうは委員会をやつていて、この委員さんが出席していますとか、何もやっていないけど、この議員さんは今来ていますよみたいなのが事務局のほうで操作できるようなもの。ちょっと予算はかかりますけど、それを設置したらどうかなあ。

○部会長（服部孝規君） 要するに委員会とか、そういう決まった会議に出ておる人を表示しておるんやろ、事務局のやつは。だから、個人的に会派室に来ておる人は上げてへんな、あれ。

○部会員（西川憲行君） あくまで市民要望があつて、するんやったら、そういうふうなやり方でも考えやんと、まさに議会改革の中の一つではあるのかなあと。

○部会員（新 秀隆君） ここまで来んでもインターネットで。

○部会員（西川憲行君） そやけど、インターネットを使えない人がほとんど。スマホを持っておる人やったらそうやってできるけど、ガラケーの人がそれまで対応できるかというのと、なかなか難しいんで、ここへ来たときに、誰々さんがおるんやったら、ちょっと話を聞いてもらおうかなあという、その程度で、それがあつて実際にそんな人がようげござるかどうかともわかりませんけどさ。そういうのがあつたんで、一応提案という形で。

○部会長（服部孝規君） 僕は、事務局に来ていますということは何らかの形であらわして、帰るときに帰りますというぐらいにして、あとは受付で問い合わせてもらうのがいいんとちゃう。そこまで要らんのちゃうかなと思つて。例えば受付で、誰々議員に会いたいんですけど、きょう見えていますかと。じゃあ議会事務局へ聞きますとって電話して、議会事務局のほうで、きょうは来てみえますよとか、きょうは来てみえませんよかという程度でいい。それでいいんちゃうかなと。

ちょっと調べてもらおうか。

一遍県内だけでも聞いてみてください。その結果によって、上げるかどうか。

そういうことで。あと、よろしいか。

高野君。

○議会事務局員（高野利人君） お手元に議会改革度調査ランキングということでペーパーを1枚お配りさせていただいております。これは最新の2016のランキングが出てまいりました。早稲田のマニフェスト研究所が行つておるランキングでございますが、亀山市は41位ということになってございます。ちなみに前回、2015年のランキングが54位でございますので、13ばかりランキングが上がつたという結果になってございます。

○部会長（服部孝規君） 特に個別順位で、機能強化というところは全国13番目という非常に高位につけておるね。足を引っ張つておるのが住民参加という317位、これは要するに議会報告会をや

っていないという、このことが大きなマイナス要因やと思いますけれども、そういうことでこれは順位がついていますということです。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 41位に13位上がった要因ですけれども、2015年と2016の差をちょっと調べたんですけど、まずは政務活動費の領収書を去年の5月から公開し出したということで、情報共有の部分が進んでいるかなと。それから、あとタブレットの導入も去年5月から本格導入ということで、議案とかのデータ化とか、そういった部分が上がってきておることが考えられます。

それと、あとは事務的なことなんですけれども、予算決算委員会の記載上の区分が、今までは常任委員会という区分か予算・決算特別委員会しかなかったんです。うちの場合、常任委員会に溶け込んでおるので、会議録とか映像配信の部分が特に目立たなかったわけなんですけど、今回の調査から予算・決算審査に係る委員会という言い方になりましたので、別途、常任委員会の予算・決算が1つ別枠になったので、その部分の公開が進んでおるとい、その3点かなと思います。

○部会長（服部孝規君） 機能強化と情報共有というところが進んでいるという。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 他に何かございませんか。

じゃあ、以上で終わります。ありがとうございました。

午前11時53分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 7 月 18 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規